

呉市サービス付き高齢者向け住宅事業登録事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）によるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録に関して、法及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号、以下「省令」という。）に定めるもののほか、事務の取扱いについて必要な事項を定めることにより、事務の円滑な実施に資することを目的とする。

(事前協議)

第2条 法第5条第1項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長と事前協議を行うものとする。

2 前項による協議は、サービス付き高齢者向け住宅事業設置計画書（以下「設置計画書」という。）（様式第1号）に、登録予定内容を記載したものを、当該サービス付き高齢者向け住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図及び加齢対応構造等を表示した書類を添付し、正本2部及び副本1部を提出することにより行うものとする。

3 市長は、前項の協議に係る設置計画等について法、省令及び広島県サービス付き高齢者向け住宅登録基準（以下「県登録基準」という。）に基づき確認した結果を、申請者に対して様式第2号により通知するものとする。

4 申請者は、設置計画書等を提出した後に計画を取り止める場合は、サービス付き高齢者向け住宅事業設置計画取下書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(登録の申請等)

第3条 法第5条第1項による登録（法第5条第2項による更新を含む。）申請は、省令で定める登録申請書を市長に提出することにより行うものとする。

2 前項の登録申請書には、省令で定める書類を添付し、正本2部及び副本1部を提出しなければならない。

3 省令第7条第6号の規定により市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。ただし、第3号、第5号及び第6号に掲げる書類については、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

(1) サービス付き高齢者向け住宅の規模及び提供するサービス内容に応じ配置する職員に係る雇用契約書の写しなど、従事者との雇用関係及び勤務条件を確認できる書類

(2) 省令第11条第1号ロに該当することが確認できる書類

- (3) 縮尺、方位並びにサービス付き高齢者向け住宅及び省令第11条第1号の規定により同号イ及びロに掲げる者のいずれかが常駐する場所の位置を表示した付近見取図
 - (4) 法第26条第1項第2号のイからハに定める者が、法第8条第1項第4号、第6号から第8号まで（同条第1項第4号に該当する場合に限る。）又は第9号のいずれかに該当しない者であることを確認するための氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別及び住所が確認できる書類
 - (5) 申請者がサービス付き高齢者向け住宅等を自ら所有する場合にあつては、その旨を証する書類
 - (6) 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書及び定款
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 4 前項の書類を提出する時期については、法第6条第1項の規定に基づく登録の申請時とする。ただし、登録の申請時に提出することが困難と市長が認める場合においては、登録の対象となる住宅の管理開始までに提出するものとする。
- 5 申請に係る建物が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を要するときは、当該確認済証の交付後に申請を行うものとする。
- 6 市長は、関係法令に基づき審査を行い、法第7条第1項の規定により登録を行ったときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
- 7 市長は、法第7条第4項の規定により登録を行わないときは、その理由を付して、サービス付き高齢者向け住宅事業登録不適合通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（登録の拒否の通知）

第4条 市長は、法第8条第1項の規定により登録の拒否をするときは、同条第2項の規定によりサービス付き高齢者向け住宅事業登録拒否通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（登録事項等の変更）

第5条 登録を受けた申請者（以下「登録事業者」という。）が、法第9条第1項の規定により登録事項等の変更の届出を行うときは、省令で定める登録事項等変更届出書及び同条第2項に規定する書類を添付し、正本2部及び副本1部を市長に提出するものとする。

2 市長は、法令等に基づき審査を行い、法第9条第3項の規定により変更の登録を行ったときは、サービス付き高齢者向け住宅事業変更登録通知書（様式第7号）により登録事業者に通ずるものとする。

(地位の承継の届出)

第6条 登録事業者が、法第11条第1項又は第2項の規定により地位の承継を行う場合は、省令で定める登録事項等変更届出書により、市長に届出するものとする。

2 市長は、法第11条第4項の規定により登録事業者の地位を承継し変更の登録を行ったときは、前条第2項を準用する。

(廃業等の届出)

第7条 登録事業者は、法第12条第1項又は第2項の規定に該当するときは、省令で定める登録事項等変更届出書により、廃業等の日の30日前までに市長に届出するものとする。

(登録の抹消の申請等)

第8条 登録事業者は、法第13条第1項第1号の規定により登録を抹消するときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消申請書(様式第8号)により、あらかじめ市長に申請するものとする。

2 市長は、法第13条第1項の規定により登録の抹消を行ったときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消通知書(様式第9号)により登録事業者に通知するものとする。

(登録簿の閲覧)

第9条 法第10条の規定によるサービス付き高齢者向け住宅登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧は、呉市都市部住宅政策課、同福祉保健部福祉保健課(以下「閲覧所」という。)において行う。

2 登録簿を閲覧する者は、登録簿を閲覧所の外へ持ち出すことができない。

(報告、検査等)

第10条 市長は、法第24条の規定に基づき、登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者(以下「管理等受託者」という。)に対し、その業務に関し必要な報告を求めることができる。

2 市長は、法第24条の規定に基づき、その職員に、登録事業者又は管理等受託者の事務所若しくは登録住宅に立ち入り、検査させ、質問させることができる。

3 前2項の規定による報告及び検査等の実施について必要な事項は、呉市サービス付き高齢者向け住宅立入検査等実施要領で定める。

(登録事項の訂正等の指示)

第11条 市長は、法第25条第1項の規定に基づく登録事項の訂正申請の指示につい

て、様式第10号の指示書により登録事業者に行うものとする。

2 市長は、法第25条第2項の規定に基づく当該基準に適合させるために必要な措置をとるべきことの指示は、様式第11号の指示書により登録事業者に行うものとする。

3 市長は、法第25条第3項の規定に基づく是正のために必要な措置をとるべきことの指示は、様式第12号の指示書により登録事業者に行うものとする。

(登録の取消しの通知)

第12条 市長は、法第26条第1項及び第2項の規定により、登録を取り消した場合は、様式第13号により登録事業者であったものに通知するものとする。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年10月1日から実施し、令和元年12月14日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年9月1日から実施する。